

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

I いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（1）自校の課題

○多くの生徒は、相手を思いやり、優しい気持ちをもって友達に接することができる。

しかし、一方で以下のような状況がみられる。

- ・コミュニケーション能力が低く、人間関係トラブルが多発している。相手の気持ちを考えずに不快になる言動もあり、相手の立場に立って行動することができない。また、SNS等でのトラブルも多く、校内での対応が難しい。
- ・規範意識が低く、登校時間やチャイム席等の時間が守れない。落ち着いて準備等ができないため行動が落ち着かず、周囲とのトラブルが多い。

以上のような課題から、いじめに発展する事象や対人不安（本人の特性も含む）による不登校も見られたため、コミュニケーション能力の育成が課題と言える。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。
 - ・いじめを傍観する行為もいじめる行為と同様に許されないという強い認識をもつ。
 - ・いじめの被害者だけでなく、加害者も出さないように、生徒のわずかなサインをキャッチし、早期発見・早期対応に努める。
- ② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
 - ・「生活アンケート」(毎月)「教育相談アンケート」(年4回)「いじめに関するアンケート(全市一斉アンケート)」を実施する。
 - ・教育相談を前期2回、後期2回の全4回実施する。
- ③ 家庭、地域、関係機関との連携に努める。
 - ・いじめの未然防止や早期発見のために、学校だけでなく家庭・地域・関係機関と連携する。
 - ・日頃より家庭連絡、家庭訪問等を行い、保護者とのコミュニケーションをとり信頼関係を築く。
- ④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。
 - ・中学校区での話し合い等により、自主的、自発的な取組を中心に全校でいじめ防止に向けた取組を行う。
 - ・全市で実施する「いじめに関するアンケート(全市一斉アンケート)」を効果的に活用する。全生徒に面談を行い、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい環境づくりに努める。
- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。

(3) 教職員としての役割

- ① 「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して生徒理解に努める。
 - ・アンテナを高くして、生徒の小さな変化を見逃さないように、日ごろの生徒の様子を観察する。
 - ・連絡帳等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりして、積極的な声かけをしていく。
- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる学校、学級づくりに努める。
 - ・日ごろから人権感覚を育む環境づくりに努め、いじめを許さない学校・学級風土をつくる。
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、生徒の内面を支援する。
 - ・生徒の話最後まで傾聴し、不安や悩み等を受け止め、問題解決に向けて粘り強く対応する。
- ④ いじめに対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた生徒を最後まで守る。
 - ・いじめを受けた生徒の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。
 - ・いじめは教職員の目の届きにくいところで起こりやすい。休み時間等の見守りを行い、教職員自身がいじめを見抜く感性を磨き、早期発見に努める。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
 - ・子供がいじめを行わないよう、規範意識（思いやり、命の尊重など）を養う指導を行う。
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
 - ・いじめの兆候や事実を知った場合、速やかに担任や学校へ連絡し、共有する。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。
 - ・保護者からも積極的に情報を提供し、連携体制を築く。

2 いじめの未然防止のための措置

- ① 校内研修や教育委員会研修等の機会を通じて、教職員間でいじめについての共通理解を図る。
 - ・担任等が問題を抱え込むことなく、責任をもって他の教職員との情報共有を行う。
- ② 道徳教育や人権教育の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力を身に付けさせる。
 - ・道徳教育や人権教育等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に係る題材を取り上げる。
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、生徒が安心して過ごせる環境を整える。
 - ・教職員と生徒の信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。
- ④ 教育活動全体を通じて児童生徒自らが活躍できる場を設定する等、生徒の自己有用感や自己肯定感の育成に努める。
 - ・教育活動全体を通じ、生徒自らが活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会をすべての生徒に提供できるように努める。
 - ・困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高める。
- ⑤ 「中学校区ミーティング」等の機会を捉え、生徒がいじめについて主体的に考える機会を設定する。
 - ・生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。
 - ・教職員が、すべての生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できる体制になっているかをチェックしながら適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 年3回以上「いじめに関するアンケート」（1回は全市一斉アンケート）を実施する。
 - ・毎月行う生活アンケートにいじめに関する項目をいれ、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。
 - ・前期2回、後期2回の全4回（3年は3回）の定期的な教育相談により、いじめの実態の把握に努める。
- ③ 「心の健康観察」を実施し、生徒の心の不調の把握に努める。
 - ・毎朝実施しチェックすることで、アンテナを高くして生徒の様子を観察する。
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。
 - ・生徒を加害に向かわせない、被害に遭わせない等、生徒の健全な育成の観点から、関係機関との情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を行う。

4 いじめに対する措置

- ① いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、組織で対応する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。
- ② いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた生徒又はその保護者への支援を行う。
 - ・いじめを受けた生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」を伝え、支える。
- ③ いじめを行った生徒の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、生徒への指導及び保護者への助言を行う。
 - ・保護者と連携し、対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
 - ・いじめを行った生徒の保護者にも協力を要請し、いじめを受けた生徒との関係修復を目指す。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
 - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないことをアンケートや面談等で確認する。
- ⑤ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。
 - ・生徒が悩みを抱え込まないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童（生徒）がいじめを受けていると思われる時

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

生徒に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月8日	始業式	4月3日	職員会議（生徒理解） 生徒指導基本方針について説明
4月10日	入学式	4月6日	生徒理解研修①
4月13日	生活アンケート 生活アンケート	4月9日	生徒理解研修②
5月	道徳（いじめ問題に関する取組）	4月10日	学校いじめ防止基本方針について説明
6月5日	教育相談アンケート	4月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
6月8日	教育相談①	4月20日	児童ホーム連絡会
～15日		4月23日	家庭訪問期間（情報確認）
7月3日	生活アンケート	～5月1日	
7月13日	保護者懇談会①	5月8日	生徒理解研修③
～16日		5月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
7月17日	夏季休業前全校集会 SNS等注意喚起	6月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
8月26日	夏季休業後全校集会	7月	職員会議・いじめ問題に関する研修 （前期前半の取組みの点検、評価、9月いじめ防止強化月間取組の確認等）
9月1日	いじめ防止強化月間 全市一斉アンケート・面談	8月20日	職員会議 いじめ防止強化月間取り組みの確認等 校内研修会
9月2日	教育相談②	8月26日	中学校区合同研修会
～7日		9月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
9月14日	学級活動（いじめ問題に関する取組）		全市一斉アンケート・面談
9月29日	修学旅行	10月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
～10月1日			
10月5日	生活アンケート		
10月9日	前期終業式 SNS等注意喚起		

【後期】			
10月15日	後期始業式		
10月30日	文化発表会	11月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・校内研修（アンケート結果を基にした取組の確認等）
11月2日	教育相談アンケート		
11月4日	教育相談③		
～9日		12月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
12月2日	生活アンケート		
12月14日	保護者懇談会②		職員会議（取組の点検・評価等）
12月23日	冬季休業前全校集会 SNS等注意喚起	1月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・いじめ問題に関する研修
1月8日	冬季休業後全校集会	2月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・校内研修（アンケート結果を基にした取組の確認等）
1月12日	生活アンケート		
2月1日	生活アンケート		
2月8日	1・2年教育相談④	3月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の検討・職員会議（1年間の取組の点検・評価、児童（生徒）理解等）
～15日			
3月1日	1・2年生活アンケート	3月19日	職員会議 （1年間の取組の点検・評価・生徒理解等）
		3月23日	小学校との情報交換

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

（学校におけるいじめ防止対策のための組織）

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 芳賀 博志
- 生徒指導主事 柴田 比佐恵
- 1年学年主任 青木 大宜
- スクールカウンセラー 皆元 司
- スクールサポーター 久保田 嘉二郎
- 教頭 小林 裕貴
- 養護教諭 田中 真江
- 2年学年主任 安高 剛
- スクールソーシャルワーカー 二木 茂喜
- 教務主任 平野 賢二
- 3年学年主任 原口 雅彦

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的を開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画 ※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

- 4月 2日 組織発足、委員会活動方針、いじめ防止基本方針の確認
- 7月 17日 夏季休業前状況報告、情報共有、夏季休業中の連絡体制の確認、委員会活動の点検
- 8月 26日 夏季休業中の情報共有
- 9月 25日 いじめに関するアンケート及び面談結果について
- 10月 9日 前期の状況確認
- 12月 23日 冬季休業前状況報告、情報共有、冬季休業中の連絡体制の確認、委員会活動の点検
- 1月 8日 冬季休業中の情報共有
- 3月 24日 年間活動の評価、次年度いじめ防止基本方針および委員会活動方針の検討

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

(重大事態の定義)

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。